

22. 「新小山市民病院地区」地区計画

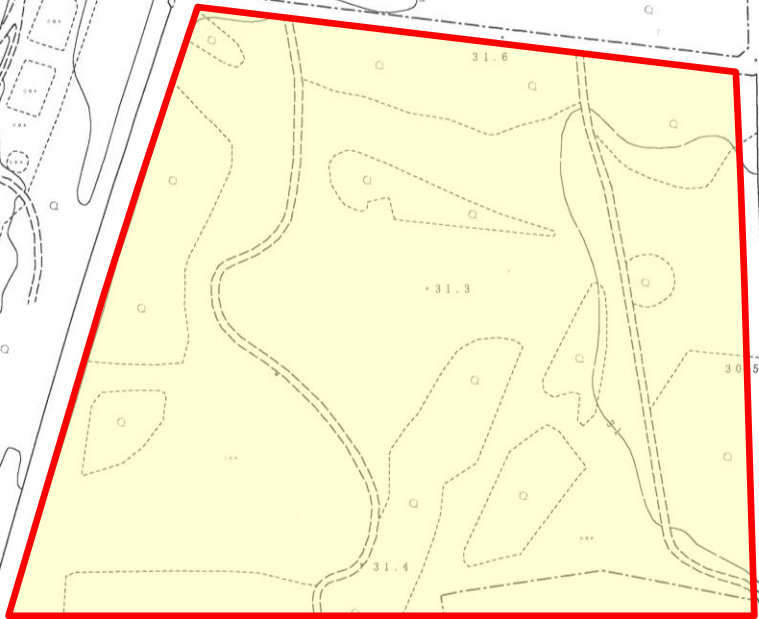
●都市計画決定:平成25年5月31日(告示第51号・決定)

名称	新小山市民病院地区	
位置	小山市大字神鳥谷の一部	
面積	約5.0ha	
建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1. 病院 2. 前号の建築物に附属するもの	
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は5m以上としなければならない。 ただし、車庫、守衛所、並びに物置その他これに類する用途に供する建築物においては、この限りではない。	
建築物の高さの最高限度	1. 建築物の高さは、前面道路の路面の中心から25m以下としなければならない。 2. 建築物の各部分の高さは、道路境界線又は隣地境界線までの水平距離に1.25を乗じたものに10mを加えたもの以下としなければならない。	
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁及び屋根、工作物及び広告物等の色彩は、刺激的な原色を避け、周囲の景観に調和した落ち着いた色調としなければならない。	
かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。 ただし、出入口に門扉等を設ける場合であって、それを支持する部分にあつては、一箇所に付き左右の合計が16mを超えない範囲内において、高さ2.0m以下のコンクリート等の壁とすることができる。 1. 生垣 2. 高さ1.5m以下の金網その他これらに類する透視可能なさくで、基礎を構築する場合には、基礎の仕上がり高が前面道路から0.6m以下のもの。 ただし、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第7号に規定する電気事業の用に供する施設に附属するものについては、この限りではない。	
土地の利用に関する事項	樹林地、緑地等の保全	環境を保全し、良好な景観を保持するために、現存する樹林地は、敷地面積の10%以上を確保しなければならない。

地区計画区域図



小山市



地区計画区域